

令和 6 年度米原市放課後児童クラブの運営について

1 保護者負担金の変更について

区分	令和 6 年度から	令和 5 年度まで
年間利用（月額）	10,000 円	9,000 円
土曜日利用（月額）	4,000 円	3,000 円
学校始休業日（4 月春休み）	4,000 円	3,000 円
夏季休業日（夏休み）	18,000 円	13,000 円
冬季休業日（冬休み）	4,000 円	3,000 円
学年末休業日（3 月春休み）	4,000 円	3,000 円

＊令和 6 年度から、負担金にスポーツ安全保険代（800 円／人・年）が含まれます。

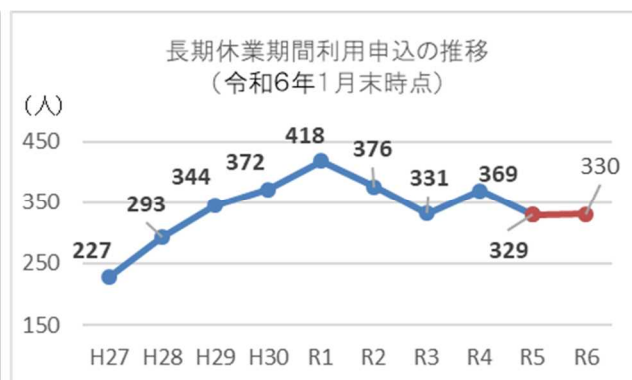
＊保護者負担金は、5 年ごとに見直しを行うこととしています。

2 各放課後児童クラブの名称・小学校区・所在地

名称（愛称）	校区	所在地
米原第 1 児童クラブ（まいはらっ子クラブ）	米原	入江 296（専用棟 ※旧米原幼稚園）
米原第 2 児童クラブ（あしたばひろば）		入江 307 ・ 1～3 年生（グラウンド西側専用棟） ・ 4～6 年生（小学校校舎側専用棟）
河南児童クラブ	河南	枝折 77（河南小学校内）
坂田第 1 児童クラブ（さかっこクラブ）	坂田	宇賀野 273（専用棟、旧坂田診療所）
坂田第 2 児童クラブ（お家笑里クラブ）		顔戸 1513（近江学びあいステーション内）
息長児童クラブ（げんきッズ息長）	息長	能登瀬 1339（息長小学校内）
大原児童クラブ（はらっば）	大原	野一色 1184（専用棟、旧大原保育園）
山東児童クラブ（ほたるっ子 310）	山東	志賀谷 1907（専用棟 ※旧山東生涯学習センター）
柏原児童クラブ（のびっ子）	柏原	柏原 2320（柏原小学校内）
伊吹児童クラブ（いぶきっ子クラブ）	伊吹	春照 37（伊吹薬草の里文化センター内） 春照 杉澤 817（春照小学校内 ※夏休みのみ）

＊ 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目指し、放課後留守家庭児童の生活の場として、放課後児童クラブを市内 10 か所、17 支援単位で開設します。

3 放課後児童クラブ 利用申込者数の推移



＊放課後児童クラブの年間利用の申込者数は、年々増加傾向にあります。
 ＊長期休業期間利用の申込者数は、令和５年度夏休み申込者数と同程度の見込み数を記載しています。

4 令和６年度放課後児童クラブ入会決定状況（令和６年１月末現在） (人)

クラブ名	定 員			申込合計			入会決定			保留等	待機
	年間	長期	合計	年間	長期	合計	年間	長期	合計	年間	年間
米原第1児童クラブ（ABC）	120	0	120	122		122	120		120	2	0
米原第2児童クラブ（AB）	80	50	130	80	70	126	79	70	149	1	0
河南児童クラブ	40	0	40	27	10	31	22	10	32	5	0
坂田第１児童クラブ（ABC）	100	40	140	100	60	132	97	60	157	3	0
坂田第２児童クラブ（AB）	70	25	95	73	25	86	73	25	98	0	0
息長児童クラブ（AB）	40	30	70	28	35	46	26	35	61	2	0
大原児童クラブ（AB）	110	20	130	107	32	122	102	32	134	5	0
山東児童クラブ	40	10	50	36	28	52	36	28	64	0	0
柏原児童クラブ	40	0	40	22	5	23	21	5	26	1	0
伊吹児童クラブ（AB）	50	60	110	50	65	76	47	65	112	3	0
令和６年度合計	690	235	925	645	330	975	623	330	953	22	0
令和５年度合計	680	245	925	574	329	903	565	329	894	9	0

- ＊ 保留等…保護者の就労証明書が未提出の児童、本市への転入予定の児童等
- ＊ 待機…定員超過による待機児童数
- ＊ 長期…夏季休業期間の人数（令和６年度は見込み数）
 （夏季休業期間の申込受付は毎年５月に実施（令和５年度から変更））

- 5 主な変更内容
- ◆夏季休業期間の申込受付を毎年５月に実施（令和５年度から変更）
 - ◆入会申込・変更届・退会届の電子申請（マイナポータル）を開始（令和５年度利用申込から変更）
 → 電子申請率 99.5%
 - ◆途中入会の申込受付を開始（令和５年度から変更）

6 減額・免除措置について

区分	措置の内容
① 生活保護世帯	負担金の全額免除措置が受けられます。
② 里親世帯	負担金の全額免除措置が受けられます。
③ 市民税非課税世帯	負担金の４分の３に相当する金額の減額措置が受けられます。
④ ①，②，③以外のひとり親家庭等	負担金の２分の１に相当する金額の減額措置が受けられます。
⑤ ①，②，③，④以外の兄弟姉妹（２人以上の利用）	同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童の負担金の４分の１に相当する金額の減額措置が受けられます。

- ＊ ④のひとり親家庭等は、③の非課税世帯に該当しない母子家庭、父子家庭、祖父母家庭等が対象となります。
- ＊ ⑤の兄弟姉妹は、①，②，③，④に該当しない世帯が対象となります。